

◎横須賀市立小中学校適正配置審議会への諮問について

1 概要

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について、横須賀市立小中学校適正配置審議会へ諮問します。

2 主な改定項目

(1) 学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方

1 ページから5 ページに記載の「1 学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方」に係る記載について、学校施設の課題に関する記載を追加する。

○参考（横須賀市教育環境整備計画より抜粋）

本市の学校施設は、児童生徒の増加を背景に昭和50年代に集中して建設され、令和2年度（2020年度）時点で、全体の約2割の施設が建築後50年以上経過しており、経年劣化が進んでいます。なお、建築後30年以上経過している施設は、全体の約8割を超えています。

また、本市は起伏の多い丘陵地に位置しており、一部の学校では、学校施設の位置する場所が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）*に指定されています。レッドゾーンに位置している学校は、建て替えコストが高くなることや安全性への配慮から建て替えが困難な施設もあります。

今後、学校施設を維持していくためには、大規模改修工事や建て替えに多額の費用が必要になるだけでなく、その時期も一時期に集中することが想定され、効率的に施設を運営していくことが求められています。

令和3年（2021年）3月に策定した「横須賀市学校施設の長寿命化計画」において、本市の学校施設は一定の周期に老朽化対策を目的とした改修を実施していることから、目標耐用年数を上限値である80年としています。

しかし、建て替えには、期間を要することから、築60年以上の学校施設については、対策の検討を始める必要があります。

建て替えの検討に当たっては、児童生徒数の将来推計を踏まえた上で、法令上の制限や学校の敷地面積、レッドゾーン等に留意しつつ、学校教育に支障がないように考慮します。

*土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）により指定された区域。区域に指定された場合、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造の規制等が行われます。

(2) 規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について

5 ページに記載の「1 学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方 (4) 規模及び配置の適正化の方策について ⑤規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について」に係る記載について、全市的な遠距離通学対策に関する記載を追加する。

○抜粋

⑤規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について

周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努めます。

また、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討します。

小規模校を存続させることが決まった場合、小規模校の特色を考慮した上で、より良い学校運営のための方策を検討します。

(3) 検討・実施の手順について

6 ページ、7 ページに記載の「2 学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策 (2) 検討・実施の手順について」に係る記載について、横須賀市教育環境整備計画に記載されている、様々な立場の方々からより意見を聴取できる手順の記載に修正する。

○抜粋

(2) 検討・実施の手順について

学校の規模や配置の適正化は、前項の「学校規模や配置の適正化の検討のための基準」に該当したからといって、すぐに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていきます。

①「小中学校配置適正化実施計画」の策定

教育委員会において、具体的な地域等の名称を明記した「小中学校配置適正化実施計画」を策定します。その計画に基づき、小規模化が進んでいる学校や、通学区域に著しく問題がある学校、地域などのうち、周辺の学校の状況などを考慮して、順次、検討を進めていきます。

②「地域別小中学校適正規模・配置検討協議会」の設置

具体的な検討に当たっては、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域の方々と構成する地域別小中学校適正規模・配置検討協議会（以下、「地域別協議会」という。）を設置し、地域における合意形成を図りながら進めてい

きます。

地域別協議会では、それぞれの立場の人たちに、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で検討をしていただき、地域別協議会がまとめた意見を、「意見書」として教育委員会に提出していただきます。

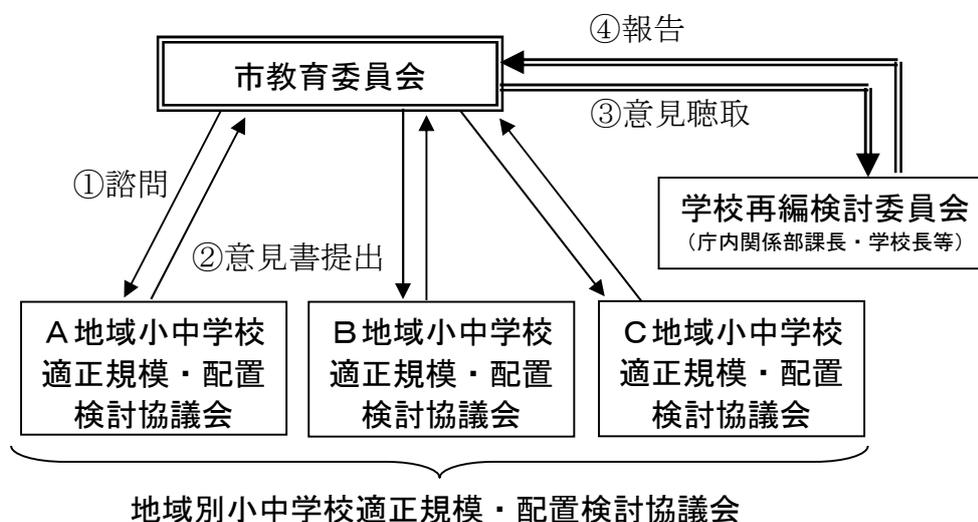
③庁内検討組織の設置

教育委員会では、地域別協議会から提出された意見書の内容について、庁内の関係部課長や学校長等で組織する「学校再編検討委員会」に意見を求めます。

学校再編検討委員会では、意見書の内容を尊重しながら検討を行い、教育委員会に検討結果を報告するとともに、地域別協議会にも検討結果を通知します。

④教育委員会での決定

教育委員会では、学校再編検討委員会からの報告を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などの方策を決定します。



⑤学校の統合の実施に当たって

具体的な方策として学校の統合が教育委員会で決定された後は、より円滑に進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議や、統合に向けての学校間の交流、事前の準備の検討などを行っていきます。

そのために学校関係者、保護者、地域の方々に構成する「学校別統合推進連絡協議会」を設置します。